

従業員 各位

2023年度 処遇改善加算について

1 対象事業所 全事業所

2 対象職員

正社員のみ

3 改善期間 2023年4月1日~2024年3月31日

4 加算区分

処遇改善加算→加算 I

特定処遇加算→加算I

ベースアップ加算→加算I

5 特定処遇改善加算の分配方法

原則的には教育スケジュールファイル記載のキャリアパスに従い支給

6 職場環境要件について

- 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、
その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による
個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

以上